

電気料金プラン約款【ファミリープラン】【ビジネスプラン】【シンプルプランⅠ】【シンプルプランⅡ】【ビジネスプラン（動力用）】の新旧対照表

	(新) 電気料金プラン約款 (2024年4月1日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2023年4月1日実施)																												
名称	電気料金プラン約款 【ファミリープラン】 【ビジネスプラン】 【シンプルプランⅠ】 【シンプルプランⅡ】 【ビジネスプラン（動力用）】	電気料金プラン約款 【ファミリープラン】 【ビジネスプラン】 【シンプルプランⅠ】 【シンプルプランⅡ】 【ビジネスプラン（動力用）】																												
実施期日	1 実施期日 電気料金プラン約款は、 <u>2024年4月1日</u> より実施いたします。	1 実施期日 電気料金プラン約款は、 <u>2023年4月1日</u> より実施いたします。																												
契約種別	<p>3 契約種別</p> <p>(1) ファミリープラン</p> <p>へ 電気料金</p> <p>電気料金は、次により算定いたします。</p> <p>(イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。</p> <p>b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。</p> <p>なお、ホ（割引制度）を適用する場合の電気料金は、aまたはbから割引額を差し引いたものといたします。</p> <p>(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。</p> <p>電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て） ＝電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)</p> <p>(ハ) 基本料金</p> <p>基本料金は、電気需給約款15（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="736 1575 1581 1900"> <tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td></td></tr> <tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td>587 円 28 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td></td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>908 円 42 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,076 円 56 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,397 円 70 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,718 円 84 銭</td></tr> </table> <p>(ニ) 電力量料金</p> <p>1か月の電力量料金は、電気需給約款15（料金の算定および算定期間）に定める当月の使</p>	契約電流 10 アンペア		契約電流 15 アンペア	587 円 28 銭	契約電流 20 アンペア		契約電流 30 アンペア	908 円 42 銭	契約電流 40 アンペア	1,076 円 56 銭	契約電流 50 アンペア	1,397 円 70 銭	契約電流 60 アンペア	1,718 円 84 銭	<p>3 契約種別</p> <p>(1) ファミリープラン</p> <p>へ 電気料金</p> <p>電気料金は、次により算定いたします。</p> <p>(イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。</p> <p>b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。</p> <p>なお、ホ（割引制度）を適用する場合の電気料金は、aまたはbから割引額を差し引いたものといたします。</p> <p>(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。</p> <p>電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て） ＝電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)</p> <p>(ハ) 基本料金</p> <p>基本料金は、電気需給約款15（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1944 1575 2789 1900"> <tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td></td></tr> <tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td>539 円 00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td></td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>836 円 00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>980 円 00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,277 円 00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,574 円 00 銭</td></tr> </table> <p>(ニ) 電力量料金</p> <p>1か月の電力量料金は、電気需給約款15（料金の算定および算定期間）に定める当月の使</p>	契約電流 10 アンペア		契約電流 15 アンペア	539 円 00 銭	契約電流 20 アンペア		契約電流 30 アンペア	836 円 00 銭	契約電流 40 アンペア	980 円 00 銭	契約電流 50 アンペア	1,277 円 00 銭	契約電流 60 アンペア	1,574 円 00 銭
契約電流 10 アンペア																														
契約電流 15 アンペア	587 円 28 銭																													
契約電流 20 アンペア																														
契約電流 30 アンペア	908 円 42 銭																													
契約電流 40 アンペア	1,076 円 56 銭																													
契約電流 50 アンペア	1,397 円 70 銭																													
契約電流 60 アンペア	1,718 円 84 銭																													
契約電流 10 アンペア																														
契約電流 15 アンペア	539 円 00 銭																													
契約電流 20 アンペア																														
契約電流 30 アンペア	836 円 00 銭																													
契約電流 40 アンペア	980 円 00 銭																													
契約電流 50 アンペア	1,277 円 00 銭																													
契約電流 60 アンペア	1,574 円 00 銭																													

(新) 電気料金プラン約款 (2024年4月1日実施)

用電力量によって算定いたします。

a 30アンペア以下

120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>21円18銭</u>
120キロワット時をこえ	<u>25円32銭</u>
200キロワット時までの1キロワット時につき	
200キロワット時をこえ	<u>25円34銭</u>
250キロワット時までの1キロワット時につき	
250キロワット時をこえ	<u>25円36銭</u>
300キロワット時までの1キロワット時につき	
300キロワット時をこえ	<u>26円59銭</u>
350キロワット時までの1キロワット時につき	
350キロワット時をこえ	<u>27円12銭</u>
400キロワット時までの1キロワット時につき	
400キロワット時をこえ	<u>27円73銭</u>
500キロワット時までの1キロワット時につき	
500キロワット時をこえ	<u>28円56銭</u>
700キロワット時までの1キロワット時につき	
700キロワット時をこえ	<u>28円58銭</u>
1,000キロワット時までの1キロワット時につき	
1,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>28円60銭</u>

b 40アンペア以上

120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>21円18銭</u>
120キロワット時をこえ	<u>25円62銭</u>
200キロワット時までの1キロワット時につき	
200キロワット時をこえ	<u>25円64銭</u>
250キロワット時までの1キロワット時につき	
250キロワット時をこえ	<u>25円66銭</u>
300キロワット時までの1キロワット時につき	
300キロワット時をこえ	<u>26円59銭</u>
350キロワット時までの1キロワット時につき	
350キロワット時をこえ	<u>27円12銭</u>
400キロワット時までの1キロワット時につき	
400キロワット時をこえ	<u>27円73銭</u>
500キロワット時までの1キロワット時につき	
500キロワット時をこえ	<u>28円56銭</u>
700キロワット時までの1キロワット時につき	
700キロワット時をこえ	<u>28円58銭</u>
1,000キロワット時までの1キロワット時につき	
1,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>28円60銭</u>

(ホ) 割引額

割引額は次のとおりといたします。なお、電気申込書等に記載の割引額を適用することが

(旧) 電気料金プラン約款 (2023年4月1日実施)

用電力量によって算定いたします。

a 30アンペア以下

120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>21円31銭</u>
120キロワット時をこえ	<u>25円45銭</u>
200キロワット時までの1キロワット時につき	
200キロワット時をこえ	<u>25円47銭</u>
250キロワット時までの1キロワット時につき	
250キロワット時をこえ	<u>25円49銭</u>
300キロワット時までの1キロワット時につき	
300キロワット時をこえ	<u>26円72銭</u>
350キロワット時までの1キロワット時につき	
350キロワット時をこえ	<u>27円25銭</u>
400キロワット時までの1キロワット時につき	
400キロワット時をこえ	<u>27円86銭</u>
500キロワット時までの1キロワット時につき	
500キロワット時をこえ	<u>28円69銭</u>
700キロワット時までの1キロワット時につき	
700キロワット時をこえ	<u>28円71銭</u>
1,000キロワット時までの1キロワット時につき	
1,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>28円73銭</u>

b 40アンペア以上

120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>21円31銭</u>
120キロワット時をこえ	<u>25円75銭</u>
200キロワット時までの1キロワット時につき	
200キロワット時をこえ	<u>25円77銭</u>
250キロワット時までの1キロワット時につき	
250キロワット時をこえ	<u>25円79銭</u>
300キロワット時までの1キロワット時につき	
300キロワット時をこえ	<u>26円72銭</u>
350キロワット時までの1キロワット時につき	
350キロワット時をこえ	<u>27円25銭</u>
400キロワット時までの1キロワット時につき	
400キロワット時をこえ	<u>27円86銭</u>
500キロワット時までの1キロワット時につき	
500キロワット時をこえ	<u>28円69銭</u>
700キロワット時までの1キロワット時につき	
700キロワット時をこえ	<u>28円71銭</u>
1,000キロワット時までの1キロワット時につき	
1,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>28円73銭</u>

(ホ) 割引額

割引額は次のとおりといたします。なお、電気申込書等に記載の割引額を適用することが

(新) 電気料金プラン約款 (2024年4月1日実施)

あります。

暖房割引	基本料金の5% (小数点以下切り上げ)
床暖割引	基本料金の8% (小数点以下切り上げ)
家庭用燃料電池割引	基本料金の10% (小数点以下切り上げ)

(2) ビジネスプラン

へ 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
 - b 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- なお、ホ (割引制度) を適用する場合の電気料金は、aまたはbから割引額を差し引いたものといたします。

- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)
 = 電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

- (ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき <u>321円14銭</u> とし、 208円00銭を差し引いたもの

- (ニ) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>21円18銭</u>
120キロワット時をこえ	<u>25円62銭</u>
300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円98銭</u>
300キロワット時をこえ	<u>27円02銭</u>
500キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円05銭</u>
500キロワット時をこえ	<u>27円09銭</u>
700キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円09銭</u>
700キロワット時をこえ	<u>27円09銭</u>
1,000キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円09銭</u>
1,000キロワット時をこえ	<u>27円09銭</u>
1,500キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円09銭</u>

(旧) 電気料金プラン約款 (2023年4月1日実施)

あります。

暖房割引	基本料金の5% (小数点以下切り上げ)
床暖割引	基本料金の8% (小数点以下切り上げ)
家庭用燃料電池割引	基本料金の10% (小数点以下切り上げ)

(2) ビジネスプラン

へ 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
 - b 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- なお、ホ (割引制度) を適用する場合の電気料金は、aまたはbから割引額を差し引いたものといたします。

- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)
 = 電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

- (ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき <u>297円00銭</u> とし、 208円00銭を差し引いたもの

- (ニ) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>21円31銭</u>
120キロワット時をこえ	<u>25円75銭</u>
300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円11銭</u>
300キロワット時をこえ	<u>27円15銭</u>
500キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円18銭</u>
500キロワット時をこえ	<u>27円22銭</u>
700キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円22銭</u>
700キロワット時をこえ	<u>27円22銭</u>
1,000キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円22銭</u>
1,000キロワット時をこえ	<u>27円22銭</u>
1,500キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円22銭</u>

		(新) 電気料金プラン約款 (2024年4月1日実施)		(旧) 電気料金プラン約款 (2023年4月1日実施)	
		1,500キロワット時をこえ 2,000キロワット時までの1キロワット時につき	27円13銭	1,500キロワット時をこえ 2,000キロワット時までの1キロワット時につき	27円26銭
		2,000キロワット時をこえ 3,000キロワット時までの1キロワット時につき	27円15銭	2,000キロワット時をこえ 3,000キロワット時までの1キロワット時につき	27円28銭
		3,000キロワット時をこえ 5,000キロワット時までの1キロワット時につき	27円17銭	3,000キロワット時をこえ 5,000キロワット時までの1キロワット時につき	27円30銭
		5,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円19銭	5,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円32銭
	(ホ) 割引額	割引額は次のとおりといたします。なお、電気申込書等に記載の割引額を適用することがあります。		割引額は次のとおりといたします。なお、電気申込書等に記載の割引額を適用することがあります。	
		暖房割引	基本料金の5% (小数点以下切り上げ)	暖房割引	基本料金の5% (小数点以下切り上げ)
		床暖割引	基本料金の8% (小数点以下切り上げ)	床暖割引	基本料金の8% (小数点以下切り上げ)
		家庭用燃料電池割引	基本料金の10% (小数点以下切り上げ)	家庭用燃料電池割引	基本料金の10% (小数点以下切り上げ)
	(3) シンプルプラン I				
	ニ 電気料金				
	電気料金は、次により算定いたします。				
	(イ) a 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。			(イ) a 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。	
	b 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。			b 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。	
	(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。			(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。	
	電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)			電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)	
	= 電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)			= 電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)	
	(ハ) 基本料金			(ハ) 基本料金	
	基本料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。			基本料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	
		契約電流 10 アンペア	617円28銭	契約電流 10 アンペア	569円00銭
		契約電流 15 アンペア		契約電流 15 アンペア	
		契約電流 20 アンペア		契約電流 20 アンペア	
		契約電流 30 アンペア	938円42銭	契約電流 30 アンペア	866円00銭
		契約電流 40 アンペア	1,131円56銭	契約電流 40 アンペア	1,035円00銭
		契約電流 50 アンペア	1,452円70銭	契約電流 50 アンペア	1,332円00銭
		契約電流 60 アンペア	1,773円84銭	契約電流 60 アンペア	1,629円00銭
	(ニ) 電力量料金			(ニ) 電力量料金	
	1か月の電力量料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使			1か月の電力量料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使	

(新) 電気料金プラン約款 (2024年4月1日実施)

(旧) 電気料金プラン約款 (2023年4月1日実施)

(4) シンプルプランⅡ

ニ 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- b 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。

- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)

= 電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

- (ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 321円14銭とし、
153円00銭を差し引いたもの

- (ニ) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>21円18銭</u>
120 キロワット時をこえ	<u>25円62銭</u>
300 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円98銭</u>
300 キロワット時をこえ	<u>27円02銭</u>
500 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円05銭</u>
500 キロワット時をこえ	<u>27円09銭</u>
700 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円13銭</u>
700 キロワット時をこえ	<u>27円15銭</u>
1,000 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円17銭</u>
1,000 キロワット時をこえ	<u>27円19銭</u>
1,500 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円22銭</u>
1,500 キロワット時をこえ	<u>27円26銭</u>
2,000 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円28銭</u>
2,000 キロワット時をこえ	<u>27円30銭</u>
3,000 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円32銭</u>
3,000 キロワット時をこえ	<u>27円34銭</u>
5,000 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円36銭</u>
5,000 キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>27円38銭</u>

(4) シンプルプランⅡ

ニ 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- b 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。

- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)

= 電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

- (ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 297円00銭とし、
153円00銭を差し引いたもの

- (ニ) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>21円31銭</u>
120 キロワット時をこえ	<u>25円75銭</u>
300 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円11銭</u>
300 キロワット時をこえ	<u>27円15銭</u>
500 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円18銭</u>
500 キロワット時をこえ	<u>27円22銭</u>
700 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円26銭</u>
700 キロワット時をこえ	<u>27円28銭</u>
1,000 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円30銭</u>
1,000 キロワット時をこえ	<u>27円32銭</u>
1,500 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円34銭</u>
1,500 キロワット時をこえ	<u>27円36銭</u>
2,000 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円38銭</u>
2,000 キロワット時をこえ	<u>27円40銭</u>
3,000 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円42銭</u>
3,000 キロワット時をこえ	<u>27円44銭</u>
5,000 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円46銭</u>
5,000 キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>27円48銭</u>

(新) 電気料金プラン約款 (2024年4月1日実施)

(旧) 電気料金プラン約款 (2023年4月1日実施)

(5) ビジネスプラン (動力用)

(5) ビジネスプラン (動力用)

ニ 電気料金

ニ 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

電気料金は、次により算定いたします。

(イ) a 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。

(イ) a 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。

b 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。

b 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。

(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)

電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)

= 電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

= 電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

(ハ) 基本料金

(ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,117円71銭
---------------	-----------

契約電力1キロワットにつき	1,092円30銭
---------------	-----------

(ニ) 電力量料金

(ニ) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

1か月の電力量料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円83銭	15円29銭

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円08銭	15円54銭

(ホ) 割引額

(ホ) 割引額

電気申込書等に記載の割引額を適用することがあります。

電気申込書等に記載の割引額を適用することがあります。